



①家屋を取り壊したとき(建物滅失申告書の提出について)

住宅や小屋などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、申請が必要です。
取り壊した年の年末までに手続きをしてください。

※固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されます。

家屋を取り壊してもその年内に届出がなければ翌年度もその家屋は課税の対象となります。

登記している家屋を取り壊した場合

秋田地方法務局大館支局で建物滅失登記の申請をしてください。

秋田地方法務局大館支局(TEL0186-42-6514)

※法務局で家屋滅失登記をした場合は役場への「建物滅失申告書」の提出は不要です。

登記していない家屋を取り壊した場合

「建物滅失申告書」を町民課税務班へ提出してください。

家屋の取り壊し前後の写真を添付してください。

※「建物滅失申告書」様式は小坂町HPからダウンロードも出来ます。

◎令和6年4月1日から相続登記の申請の義務化が施行されます。

相続(遺言も含む)により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなります。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



法務省
ホームページ

②申告の準備はお早めに～事前にご確認ください～

令和6年2月から町・県民税申告相談が始まります。

※日程は広報こさか令和6年1月号でお知らせします。

令和6年1月下旬に川上・七滝公民館で事前相談会も開催します。

●医療費控除の明細書や事業収入・農業収入に係る収支内訳書は事前に作成していただかないと原則申告受付出来ません。

※医療費控除の明細書用紙は税務班・支所・出張所窓口の他、町ホームページからダウンロードもできます。

◎農業所得の収支計算については大館税務署主催の説明会をご利用ください。

「農業所得収支計算説明会」

◆日時 12月14日(木) 10時～12時

◆場所 大館市立中央公民館(申込不要)

◆対象 農業所得のある白色申告者

■お問い合わせ先 大館税務署個人課税部門(TEL0186-42-0671【音声案内2番】)

●確定申告はスマートフォンやパソコンでのe-Tax(電子申告)をぜひご利用ください。
詳しくは国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。



国税庁
ホームページ